

## 熊本県漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業実施要項

### 第1 目的

本事業は、水産業資金の融通を円滑にするため、確実に機関保証を行う環境の確立を目指し、熊本県漁業信用基金協会（以下「漁信基」という。）の特別準備金に対して県が出えんを行うことにより、漁信基の財務基盤の強化を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要項において「水産業資金」とは、次に掲げる資金（漁業緊急保証対策事業を除く。）とする。

- (1) 漁業近代化資金 漁業近代化資金融通法（昭和44年6月26日法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金
- (2) 一般資金 熊本県漁業信用基金協会業務方法書第3条第2号に規定する資金（この資金を除く。）

### 第3 事業の内容

この事業は、漁信基が、次に掲げる要件を満たす場合に、水産業資金に係る代位弁済を行う際に、求償権の償却に充てるための経費として特別準備金に県が出えんすることをその内容とする。

- (1) 経営改善に向けた計画を策定し、確実に履行していると認められること
- (2) 求償権の回収に向けた努力を行っていると認められること
- (3) 代位弁済事故の発生防止に関して、金融機関と年1回以上の打合せ会議を開催していること

### 第4 漁信基に対する出えんの額

第3に規定する特別準備金に対する県の出えん額は、第6の2に規定する代位弁済実績報告書に記載された代位弁済の案件ごとに次の計算式により得られる額の合計の額とする。なお、この計算式に用いる県及び市町村の出資額は、当該年度の4月1日現在の額とする。

出えん基準額 = 代位弁済案件ごとの代位弁済額（独立行政法人農林漁業信用基金への保険により補填される分を除く）× 求償権の回収不能率（63%）× 1/2

県の出えん額 = 出えん基準額 × 県の漁信基に対する出資額 / （県の漁信基に対する出資額 + 漁業者が所属する市町村との漁信基に対する出資額）

※計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

### 第5 特別準備金の取崩しの基準

この要項による出えんに係る特別準備金相当額は、次の経費に充てる場合に限り取り崩すことができるものとする。ただし、(2)の経費については、(1)の求償権の回収に係る経費であって、当該求償権の償却に当たり取り崩すものに限るものとする。

- (1) 求償権の償却に要する経費
- (2) 求償権の回収に当たり求償債務者が負担すべき費用であって、求償債務者から支払

を受けることができないものの支払に要する経費（ただし、求償権の回収金の信用基金に対する納付に際し、当該納付すべき額から控除された費用を除く。）

## 第6 代位弁済実績報告書等の提出

### 1 代位弁済見込額の報告

漁信基は、毎年度10月末日までに、当該年度及び次年度の代位弁済の見込額を代位弁済見込額報告書（別紙様式第1号）により、県に報告しなければならない。

### 2 代位弁済実績の報告

漁信基は、毎年度2月15日までに、当該年度における代位弁済の実績を代位弁済実績報告書（別紙様式第2号）により、県に提出しなければならない。

### 3 市町村への通知

県は、1及び2の報告を受けたときは、速やかに代位弁済に係る漁業者が所属する市町村にその内容を通知するものとする。

## 第7 出えん額の支払

1 県は、第6の2により提出された実績報告書が正当であると認めたときは、第4に基づく出えん額を漁信基に通知するものとする。

2 漁信基は、前項の通知を受けたときは、速やかに熊本県漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業出えん金請求書（別紙様式第3号）を提出するものとする。

3 県は、前項の請求書の内容を審査のうえ適当と認めたときは、30日以内に支払うものとする。

## 第8 報告等

1 漁信基は、当該出えん金を受領したときは、遅滞なく受領書を県に提出しなければならない。

2 漁信基は、特別準備金の積立て及び取崩しを行った場合は、翌年度の4月末日までに出えん金（特別準備金）異動報告書（別紙様式第4号）により、県に報告しなければならない。

3 1および2の報告があった場合の県から市町村への通知は、第6の3の規定を準用する。

## 第9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要項は、平成25年10月4日から施行する。

## 熊本県漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業実施要項

### 第1 目的

本事業は、水産業資金の融通を円滑にするため、確実に機関保証を行う環境の確立を目指し、熊本県漁業信用基金協会（以下「漁信基」という。）の特別準備金に対して県が出えんを行うことにより、漁信基の財務基盤の強化を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要項において「水産業資金」とは、次に掲げる資金（漁業緊急保証対策事業を除く。）とする。

- (1) 漁業近代化資金 漁業近代化資金融通法（昭和44年6月26日法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金
- (2) 一般資金 熊本県漁業信用基金協会業務方法書第3条第2号に規定する資金（トの資金を除く。）

### 第3 事業の内容

この事業は、漁信基が、次に掲げる要件を満たす場合に、水産業資金に係る代位弁済を行う際に、求償権の償却に充てるための経費として特別準備金に県が出えんすることをその内容とする。

- (1) 経営改善に向けた計画を策定し、確実に履行していると認められること
- (2) 求償権の回収に向けた努力を行っていることと認められること
- (3) 代位弁済事故の発生防止に関して、金融機関と年1回以上の打合せ会議を開催していること

### 第4 漁信基に対する出えんの額

第3に規定する特別準備金に対する県の出えん額は、第6の2に規定する代位弁済実績報告書に記載された代位弁済の案件ごとに次の計算式により得られる額の合計の額とする。なお、この計算式に用いる県及び市町村の出資額は、当該年度の4月1日現在の額とする。

$$\text{出えん基準額} = \text{代位弁済案件ごとの代位弁済額（独立行政法人農林漁業信用基金への保険により補填される分を除く）} \times \text{求償権の回収不能率（63\%）} \times 1/2$$
$$\text{県の出えん額} = \text{出えん基準額} \times \text{県の出資額} / (\text{県の出資額} + \text{漁業者が所属する市町村の出資額})$$

※計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

### 第5 特別準備金の取崩しの基準

この要項による出えんに係る特別準備金相当額は、次の経費に充てる場合に限り取り崩すことができるものとする。ただし、(2)の経費については、(1)の求償権の回収に係る経費であって、当該求償権の償却に当たり取り崩すものに限るものとする。

- (1) 求償権の償却に要する経費
- (2) 求償権の回収に当たり求償債務者が負担すべき費用であって、求償債務者から支払

を受けることができないものの支払に要する経費（ただし、求償権の回収金の信用基金に対する納付に際し、当該納付すべき額から控除された費用を除く。）

## 第6 代位弁済実績報告書等の提出

### 1 代位弁済見込額の報告

漁信基は、毎年度10月末日までに、当該年度及び次年度の代位弁済の見込額を代位弁済見込額報告書（別紙様式第1号）により、県に報告しなければならない。

### 2 代位弁済実績の報告

漁信基は、毎年度2月15日までに、当該年度における代位弁済の実績を代位弁済実績報告書（別紙様式第2号）により、県に提出しなければならない。

### 3 市町村への通知

県は、1及び2の報告を受けたときは、速やかに代位弁済に係る漁業者が所属する市町村にその内容を通知するものとする。

## 第7 出えん額の支払

1 県は、第6の2により提出された実績報告書が正当であると認めるときは、第4に基づく出えん額を漁信基に通知するものとする。

2 漁信基は、前項の通知を受けたときは、速やかに熊本県漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業出えん金請求書（別紙様式第3号）を提出するものとする。

3 県は、前項の請求書の内容を審査のうえ適当と認めるときは、30日以内に支払うものとする。

## 第8 報告等

1 漁信基は、当該出えん金を受領したときは、遅滞なく受領書を県に提出しなければならない。

2 漁信基は、特別準備金の積立て及び取崩しを行った場合は、翌年度の4月末日までに出えん金（特別準備金）異動報告書（別紙様式第4号）により、県に報告しなければならない。

3 1および2の報告があった場合の県から市町村への通知は、第6の3の規定を準用する。

## 第9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要項は、平成25年10月4日から施行する。

# 代位弁済見込額報告書

団体名： 熊本県漁業信用基金協会  
(単位：円)

( ) 年度

市町村名	資金種別	保証年度	保証額	償還(見込)額	代位弁済(見込)額	代位弁済(予定)日
合計						

(注)代位弁済見込みの案件ごとに記載すること。



別紙様式第3号

平成 年度熊本県漁業信用保証制度円滑化緊急対策事業出えん金請求書

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け団支第 号で通知のあった熊本県漁業信用保証制度  
円滑化緊急対策事業に係る平成 年度の出えんについて、下記の金額を請求します。

記

請求額 金 円

振込先口座

金融機関名

本支店名

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

